

参議院比例代表選出議員選挙に係る選挙期間中における諸届出

(県選挙管理委員会及び市区町村選挙管理委員会関係)

《名簿届出政党等》

区 分	必 要 書 類	届 出 上 の 注 意	届 出 先	届 出 期 限	根拠法令
① 選挙事務所の設置・異動届出	① 設置 選挙事務所設置届 ② 異動 選挙事務所異動届	① 短い期間に次々と移動する場合、中間省略のないよう注意してください。 (注) 1日に2回以上移動することは、法律上禁止されています。 ② 設置又は異動後直ちに ③ 投票日までの間に事務所を廃止した場合も異動届が必要です。	① 県選挙管理委員会 ② 設置した場所の市区町村選挙管理委員会 (注) 異動の場合は、前の場所の市区町村選挙管理委員会にも届出が必要です。 ③ 中央選挙管理会	設置又は異動後直ちに	法130-2 令108
② 開票立会人の届出	開票立会人となるべき者の届出書兼承諾書	立ち会うべき開票区における選挙人名簿に登録されていなければなりません。	市区町村選挙管理委員会	7月17日(期日前3日) ※ 選挙期日 7月20日 想定	法62-1 令69
③ 選挙立会人の届出	選挙立会人となるべき者の届出書兼承諾書	参議院議員通常選挙の選挙権を有していなければなりません。	選挙分会長	7月17日(期日前3日) ※ 選挙期日 7月20日 想定	法76 令82

参議院比例代表選出議員選挙に係る選挙期間中における諸届出

(県選挙管理委員会及び市区町村選挙管理委員会関係)

《名簿登載者個人》

(法第86条の3第1項により優先的に当選人となるべき候補者として名簿登載されている者を除く)

区 分	必 要 書 類	届 出 上 の 注 意	届 出 先	届 出 期 限	根拠法令
① 選挙事務所の設置・異動届出	① 設置 選挙事務所設置届 ② 異動 選挙事務所異動届	① 短い期間に次々と移動する場合、中間省略のないよう注意してください。 (注) 1日に2回以上移動することは、法律上禁止されています。 ② 設置又は異動後直ちに ③ 投票日までの間に事務所を廃止した場合も異動届が必要です。	① 県選挙管理委員会 ② 設置した場所の市区町村選挙管理委員会 (注) 異動の場合は、前の場所の市区町村選挙管理委員会にも届出が必要です。 ③ 中央選挙管理会	設置又は異動後直ちに	法130-2 令108
② 公営施設を使用する個人演説会の開催申出	個人演説会開催申出書	同一の施設について、同時に2以上の開催申出をしたり、すでに申し出た使用の日を経過しない間に新たな申出はできません。	開催する施設の所在する市区町村選挙管理委員会	開催したい日の前々日 (7月4日に開催したい場合は7月2日) ※ 選挙期日7月20日 想定	法163 令112